大阪狭山市マスコットキャラクター等の使用に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市マスコットキャラクター等(以下「キャラクター 等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「キャラクター等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン(別図第1)及び市長が 別に定めるその展開デザイン並びにその他市長が認めたデザイン
 - (2) 市が定めたマスコットキャラクターの愛称「さやりん」の文字(別図第2)(キャラクター等に関する権利)
- 第2条の2 キャラクター等に関する一切の権利は、市に属する。

(使用の許可申請)

- 第3条 キャラクター等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ大阪狭山市マスコットキャラクター等使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
 - (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査 し、適当と認めたときは、キャラクター等の使用を許可するものとする。ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。 キャラクター等のイメージを損なうおそれがあるとき。 キャラクター等の著しい変形があるとき。 その他市長が使用について不適当と認めたとき。
- 2 市長は、キャラクター等の使用を許可するときは大阪狭山市 マスコットキャラクター等使用許可通知書(様式第2号)により、使用を許可し ないときは大阪狭山市マスコットキャラクター等使用不許可通知書(様式第3号) により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定によるキャラクター等の使用の許可(以下「キャラクター等の使用許可」という。)をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第5条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 キャラクター等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の 各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) キャラクター等の使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
 - (2) 市で認めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
 - (3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
 - (4) キャラクター等の使用に際し市が貸し出した物件を期限までに返還すること。
 - (5) キャラクター等の使用前に当該使用に係る物件(以下「使用対象物件」という。)の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
 - (6) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(使用許可の変更等)

- 第7条 使用者は、キャラクター等の使用許可の内容を変更しようとするときは、 あらかじめ大阪狭山市マスコットキャラクター等使用許可変更申請書(様式第4 号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、大阪狭山市

マスコットキャラクター等変更使用許可通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 第4条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。 (使用許可の取消し等)
- 第8条 市長は、キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、 キャラクター等の使用許可を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するもの とする。
 - (1) 第4条又は第5条の規定に違反していると認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクター等の使用許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定によるキャラクター等の使用許可の取消しにより使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。
- 3 第1項の規定によりキャラクター等の使用許可を取り消された者(以下「許可取消者」という。)は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。 (損害賠償)
- 第9条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年5月1日から施行する。